

ID: 190

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	臨時保安検査		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の3第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第14条の3 2 政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日